

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和2年3月24日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「3級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）について、2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、請求人の左上肢機能障害は、2級に相当するとして、手帳の障害等級を2級へ変更することを求めている。

身体障害者手帳の交付申請をしたが、軽度の手帳が交付された。身体障害認定基準にある各項解説(1)上肢不自由・ア・一上肢の機能障害・(イ)著しい障害に当てはまらず、2級の全廃の基準に相当すると思われるため、診断書、意見書の通り2級の手帳の交付を

求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和2年11月27日 | 諮問 |
| 令和3年 1月21日 | 審議（第51回第1部会） |
| 令和3年 2月26日 | 審議（第52回第1部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含

む) の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

| 級別 | 肢 体 不 自 由 | |
|----|-------------|---------------------------------------|
| | 上 肢 機 能 障 害 | |
| 2級 | 4 | 一上肢の機能を全廃したもの |
| 3級 | 3 | 一上肢の機能の著しい障害 |
| 4級 | 3 | 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの |

| | |
|----|---|
| 5級 | 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 |
| 7級 | 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度な障害 |

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙2のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「左腕神経叢損傷（外傷）」を原因とする「左上肢機能障害」とされており（別紙1・I・①及び②）、総合所見においては「肩関節機能全廃 肘関節機能全廃 手関節機能の著しい障害 手指機能の著しい障害 将来再認定（要） 再認定の時期（3年後）」とされている（別紙1・I・⑤）。「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」中の参考図示では、左腕全体に運動障害があるとされている（別紙1・II）。また、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）においても、左肩、左肘、左前腕、左手及び左手指で関節可動域の制限や筋力の半減又は消失若しくは著減があるなどとされている（別紙1・III）。

したがって、請求人の身体障害については、左上肢の各関節の機能障害ではなく、左上肢全体の機能障害として認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、左上肢の機能障害の程度について検討する。

請求人については、左腕に運動障害が認められるとされており（別紙1・II（参考図示））、動作・活動の評価では、左手単独動作の「食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラ

シで歯を磨く」はいずれも×（全介助又は不能）とされ、両手共働動作については記載がなく、左手の握力は5 kgとされている（別紙1・Ⅱ）。

そして、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、左上肢について、肩関節及び肘関節の可動域に制限が認められ、筋力テスト（MMT）の評価では肩関節及び肘関節は全て×（筋力消失又は著減）とされているが、前腕、手関節、手指は×（筋力消失又は著減）又は△（筋力半減）あるいは○（筋力正常又はやや減）とされており、筋力は一定程度残存していることが認められる。

そうすると、一上肢の機能障害に係る「全廃」（障害等級2級）とは、肩関節、肘関節、手関節及び手指の全ての機能を全廃したものをいうとされている（別紙2・第3・2・(1)・ア・(ア)）ことから、請求人の左上肢の機能障害の程度は、そこまでに至っているとは認められず、障害等級3級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「一上肢の機能の著しい障害」（3級）として、障害等級3級と判断するのが相当である（別紙2・第3・2・(1)・ア・(イ)）。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は第3のことから、本件処分の違法、不当を主張し、手帳の障害等級を2級へ変更することを求めているが、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求めた上で、〇〇医師に照会したところ、「総合等級3級」の回答があったことが認められ、また、本件処分は、上記2・(2)ないし(4)のとおり、上記1の法令等の規定に則り、適

正になされたものと認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)